

長崎県指定障害福祉サービス事業所等関係法人代表者 様

長崎県障害福祉課長
(公印省略)

福祉・介護職員処遇改善加算等における令和2年度届出
及び令和元(平成31)年度実績報告について(依頼)

日頃より本県の障害福祉行政の推進にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記加算を算定する場合は、届出が必要となりますので、下記のとおり関係書類の提出方
をお願いします。

なお、事務処理手順及び様式については、「別添」令和2年3月6日付け厚生労働省通知「福祉・
介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を
参照のうえ算定し、ご提出いただきますよう重ねてお願いします。

また、令和元(平成31)年度の福祉・介護職員処遇改善(特別)加算及び福祉・介護職員等特定
処遇改善加算の算定事業所におかれましては、下記のとおり実績報告書類のご提出をお願いします。
何れの様式も、[県ホームページ](#)に掲載しておりますのでご活用ください。

なお、当依頼は法人代表アドレス宛にのみ送信しておりますので、法人内の各施設・事業所等へ
の周知方、併せてお願いいたします。

記

●令和2年度福祉・介護職員処遇改善(特別)加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の届出
について

1. 提出期限 **令和2年4月15日(水) 必着**

2. 提出書類 **別紙**参照

3. 提出先 以下記載の担当者

4. 留意事項

- ・福祉・介護職員処遇改善(特別)加算のみの届出の場合も、併せて福祉・介護職員等特定
処遇改善加算を届出する場合も同じ様式を使用します。なお、福祉・介護職員等特定処遇改
善加算のみの申請はできません。
- ・【別紙様式2-1】障害福祉サービス等処遇改善計画書(令和2年度)「6届出に係る証拠資料
について<共通>」の各証明資料は添付不要ですが、法人事務所又は事業所において適切
に保管しておいてください。県で審査する際に提出を求める場合もあります。
- ・福祉・介護職員等特定処遇改善加算の「経験・技能のある障害福祉人材の考え方」が令和
2年3月6日付け厚生労働省通知で示された考え方(通知P.8「第1」4(2)①「一」)
から外れていると思われる場合は、詳細な説明を求めた上で、書面での提出もしていただ
きます。
- ・計画書作成の際は、様式下部の【記入上の注意】、入力シートに添付してある「障害福祉サ
ービス等処遇改善計画書の作成にあたっての入力シート等の説明」等を熟読してください。

- ・従来の計画書からの主な変更点。
 - ①様式が変更となりました。
 - ②「賃金改善の見込額」の比較対象となる年度は、「初めて加算を取得する（した）前年度」ではなく「申請の前年1月～12月」となりました。
 - ③福祉・介護職員等特定処遇改善加算の平均賃金改善額について、計算方法が変更されました。令和2年3月6日付け厚生労働省通知（通知P.10～11「第1」4（2）②「三」）参照。
- ・令和2年度において、6月以降に処遇改善加算等を取得しようとする場合は、取得する月の前々月の末日までに届出に必要な書類を提出してください。

●令和元(平成31)年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算実績報告について

1. 提出期限 **令和2年7月31日（金）必着**
 ※期限までに実績報告の提出がない時は、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる場合もありますので、ご注意ください。
2. 提出書類 別紙参照
3. 提出先 以下記載の担当あて
4. 留意事項
 - ・提出書類の様式及び考え方は、平成31年3月26日付け厚生労働省通知に基づくものであり、平成30年度と同じです。なお、福祉・介護職員等特定処遇改善加算とは別様式です。
 - ・別紙様式3には代表者印が必要です。
 - ・令和元(平成31)年度分の実績報告に関して、加算の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回ることであり、加算による収入額を下回るとは想定しておりませんので、仮に下回る場合には、一時金や賞与として支給を行うようお願いいたします。

●令和元年度福祉・介護職員等特定処遇改善加算実績報告について

1. 提出期限 **令和2年7月31日（金）必着**
 ※期限までに実績報告の提出がない時は、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる場合もありますので、ご注意ください。
2. 提出書類 別紙参照
3. 提出先 以下記載の担当あて
4. 留意事項
 - ・提出書類の様式及び考え方は、令和元年5月17日付け厚生労働省通知に基づきます。なお、福祉・介護職員処遇改善（特別）加算とは別様式です。
 - ・別紙様式3には代表者印が必要です。
 - ・令和元年度分の実績報告に関して、加算の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回ることであり、加算による収入額を下回るとは想定しておりませんので、仮に下回る場合には、一時金や賞与として支給を行うようお願いいたします。

【県ホームページ】

- ① トップページ（組織で探す） → 障害福祉課のページ → お知らせ(事業者用) → 各種調査 →
 - ・ 令和2年度福祉・介護職員処遇改善加算等の届出
 - ・ 令和元（平成31）年度福祉・介護職員処遇改善加算等の実績報告
- ② 掲載ファイル
 - ・ 本通知書
 - ・ 令和2年3月6日付け厚生労働省通知「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和2年度加算届出関係）
 - ・ 平成31年3月26日付け厚生労働省通知「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和元（平成31）年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算実績報告関係）
 - ・ 令和元年5月17日付け厚生労働省通知「福祉・介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和元年度福祉・介護職員等特定処遇改善加算実績報告関係）
 - ・ 届出「提出書類」の様式（別紙参照）
 - ・ 実績報告「提出書類」の様式（別紙参照）
- ③ 提出書類の書式は、県ホームページ「申請書ダウンロードサービス」にも掲載予定ですので、ご活用ください。

担当 〒850-8570 長崎市尾上町 3-1 長崎県障害福祉課自立就労支援班 TEL : 095-895-2455 FAX : 095-823-5082

福祉・介護職員処遇改善加算等について

各様式は県ホームページ「申請書ダウンロードサービス」でも取得することができます。
トップページ「申請書ダウンロードサービス」→「福祉保健部」→「障害福祉課」

1. 令和2年度加算届出

届出対象者

福祉・介護職員処遇改善（特別）加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を算定する障害福祉サービス事業所を運営する法人

令和2年4月15日（水）必着（郵送）

（1）提出書類

- ① 障害福祉サービス等処遇改善計画書【別紙様式 2-1】（押印不要）
- ② 福祉・介護職員処遇改善計画書（施設・事業所別個表）【別紙様式 2-2】
- ③ 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書（施設・事業所別個表）【別紙様式 2-3】
※【別紙様式 2-3】は、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届出する場合のみ提出
- ④ 障害福祉サービス等処遇改善計画書（特定加算における職員分の変更特例）【別紙様式 2-4】
※【別紙様式 2-4】は、職員分類の変更特例に係る報告をする場合のみ提出
- ⑤ 介護給付費等（障害児給付費）算定に係る体制等に関する届出書【様式第5号】
- ⑥ 介護給付費等（障害児給付費）算定に係る体制等状況一覧表
- ⑦ 特別な事情に係る届出書【別紙様式 4】
※別紙様式 4 を提出する必要がある場合は、提出前にご連絡ください。

- 1) ①、②、⑤、⑥は、必ず提出してください。（③、④、⑦は該当事業所のみ）
- 2) 就業規則、給与規程(就業規則とは別に定める場合)、労働保険加入が確認できる書類(直近のものは、不要となりました。

2. 令和元（平成31）年度実績報告

報告義務者

令和元（平成31）年度において、福祉・介護職員処遇改善（特別）加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を算定した法人

令和2年7月31日（金）必着（郵送）

（1）福祉・介護職員処遇改善（特別）加算提出書類

- ① 実績報告チェックリスト
 - ② 福祉・介護職員処遇改善実績報告書【別紙様式3】
 - ③ 福祉・介護職員処遇改善実績報告書（指定権者内事業所一覧表）【別紙様式3（添付書類1）】
 - ④ 福祉・介護職員処遇改善実績報告書（報告対象都道府県内一覧表）【別紙様式3（添付書類2）】
 - ⑤ 福祉・介護職員処遇改善実績報告書（都道府県状況一覧表）【別紙様式3（添付書類3）】
 - ⑥ 賃金改善の積算根拠資料（福祉・介護職員処遇改善（特別）加算実績報告明細書）
 - ⑦ 国保連合会発行の「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」（全期間分）
 - ⑧ 法定福利費等計算表（様式は任意）（賃金改善額に法定福利費等を算入する場合）
 - ⑨ 給与規程（承認申請時に給与規程改正が未済であった場合）
- ※①、②、③、⑥、⑦は必ず提出してください。（④、⑤、⑧、⑨は該当事業所のみ）

（2）福祉・介護職員等特定処遇改善加算提出書類

- ① 実績報告チェックリスト
- ② 福祉・介護職員等特定処遇改善実績報告書【別紙様式3】
- ③ 福祉・介護職員等特定処遇改善実績報告書（指定権者内事業所一覧表）【別紙様式3（添付書類1）】
- ④ 福祉・介護職員等特定処遇改善実績報告書（報告対象都道府県内一覧表）【別紙様式3（添付書類2）】

- ⑤ 福祉・介護職員等特定処遇改善実績報告書（都道府県状況一覧表）【別紙様式3（添付書類3）】
 - ⑥ 福祉・介護職員等特定処遇改善実績報告書（職員分類の変更特例に係る実績報告書）【別紙様式3（添付書類4）】
 - ⑦ 賃金改善の積算根拠資料（福祉・介護職員等特定処遇改善加算実績報告明細書）グループ〔経験・技能のある障害福祉人材（①）他の障害福祉人材（②）その他の職種（③）〕ごとに作成してください。
 - ⑧ 法定福利費等計算表（様式は任意）（賃金改善額に法定福利費等を算入する場合）
- ※①、②、③、⑦は必ず提出してください。（④、⑤、⑥、⑧は該当事業所のみ）

（3）留意事項

- ① チェックリストで提出書類の漏れがないか、内容の誤り等がないかチェックのうえご提出ください。
- ② 申請書と同じ単位で（計画書1枚につき実績報告書1枚）提出してください。
- ③ 期限までに実績報告の提出がない時は、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる場合もありますので、ご留意ください。
- ④ 加算の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回ることであり、加算による収入額を下回することは想定しておりませんので、仮に下回る場合には、一時金や賞与として支給を行うようお願いいたします。